

令和7年度第4回大網白里市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和7年12月17日（水）10時～

場所：中央公民館 1階 講堂

1 開会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について資料1

（2）地域公共交通計画の評価について資料2

（3）瑞穂地区コミュニティバスについて資料3

（4）令和8年度地域公共交通確保維持改善事業及び地域公共交通計画の
変更について資料4

（5）白里地区コミュニティバスについて資料5

（6）活性化協議会の委員について資料6

（7）コミュニティバスに係る割引制度について資料7

4 その他

（1）瑞穂地区コミュニティバスの運行開始に伴う運賃の設定について（報告）

（2）白里地区コミュニティバスの予備車両について（報告）

5 閉会

令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和7年12月17日

協議会名： 大網白里市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名： 地域内ライダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
京成バス千葉イースト(株)	増穂地区コミュニティバス 系統：中部コミュニティセンター ～中部コミュニティセンター (24.3km) 運行回数：8回/日 運賃：200円		A 事業が計画に位置付けられ た。たとおり適切に実施され た。	B 事業が計画に位置付けられた 目標を達成出来なかった。 【目標】 1便平均 9.0人 1日平均 72人 年間 26,280人 【実績】 1便平均 8.9人 1日平均 71.6人 年間 26,145人 分析：わずかに目標に届かな かったが、ICカードによる運賃 支払いや回数券の導入など、 利便性向上の取組を実施し、 市広報紙やHPにより継続的 に周知活動を続けてきたこと が、利用者数の維持に繋がっ たと考える。	・運賃収入以外の収入を確保 するため、引き続きバス車両へ の有料広告掲載を行っていく。 ・回数乗車券をPRし、利用促 進を図る。 ・アンケートや市民要望等から 市民ニーズの把握に努め、引 き続き運行計画の最適化を 図っていく。
秋葉タクシー(有)	白里地区コミュニティバス 系統：白里公民館～大網白里 市役所(22.6km) 運賃 運行回数：6回/日 白里地区⇄大網市街地：500円 白里地区(大網市街地)⇄カス ミ：300円 白里地区内、大網市街地内の 乗降：200円	潜在的な利用者に対して周 知を行うため、市広報やホーム ページ等で周知を行った。	A 事業が計画に位置付けられ た。たとおり適切に実施され た。	C 事業が計画に位置付けられた 目標を達成出来なかった。 【目標】 1便平均 2.8人 1日平均 16.8人 年間 4,082人 【実績】 1便平均 2.1人 1日平均 12.8人 年間 3,113人 分析：目標は達成できなかつ たが、前年度と比較して、利用 者数は増加した。引き続き、 利用者数の増加に向け、周知 に努める。	・運賃収入以外の収入を確保 するため、引き続きバス車両へ の有料広告掲載を行っていく。 ・回数乗車券をPRし、利用促 進を図る。 ・アンケートや市民要望等から 市民ニーズの把握に努め、引 き続き運行計画の最適化を 図っていく。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年12月17日

協議会名：	大網白里市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィードーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	○大網白里市地域公共交通計画の基本的な方針 基本方針1：まちづくりとの連携を図った利便性の高い公共交通網の構築を目指す 基本方針2：公共交通間の連携や誰もが利用しやすい環境を整備し利便性向上を目指す 基本方針3：多様な主体との連携による持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指す ○上記を踏まえたフィードーシステム維持の目的・必要性 公共交通の役割分担を明確化し、フィードーシステムとして公共交通空白地域の解消及び高齢者や障がい者などの日常の移動手段を確保することで、移動困難者の外出機会の増加を図っていく。

令和7年度 大網白里市地域公共交通活性化協議会（千葉県大網白里市） (地域内ファイダーシステム確保維持事業)

地域の公共交通等の現況・課題

本市は、東西に細長い形状をしており、人口が集中している西側にはJR大網駅を中心とした鉄道、路線バス、高速バスなどが運行している。また、東西を貫く幹線道路の県道山田台大網白里線には、民間路線バスが運行している。一方で駅やバス停から1km以上離れている「公共交通空白地域」も存在し、それらの解消を図るため、2路線のコミュニティバスを運行している。なお、急速な高齢化に伴い、運転免許返納者の増加が考えられることから、新たな交通システムの確保について、検討が必要となっている。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

【基本方針】

- 基本方針1: まちづくりと連携を図った利便性の高い公共交通網の構築を目指す
- 基本方針2: 公共交通間の連携や誰もが利用しやすい環境を整備し利便性向上を目指す
- 基本方針3: 多様な主体との連携による持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指す

【定性的な目標】

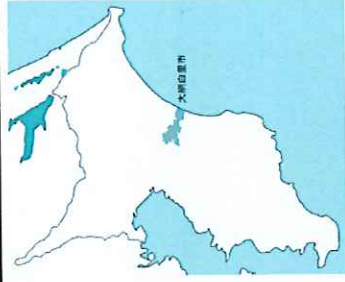
- ①増穂地区コミュニティバス 1便平均9.0人/1日 平均72人/年間26,280人
- ②白里地区コミュニティバス 1便平均2.8人/1日 平均16.8人/年間4,082人

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

- ・広報やホームページ等を用いた周知活動、情報提供の充実
→ 広報紙やホームページにて乗り方案内や利用実績を情報発信した
- ・利用状況のデータ収集→ 毎月の利用状況をグラフ化し、ホームページにて公表した
- ・地域における利用促進、各種団体との連携
→ 地元企業の参画機会としてコミュニティバスへの有料広告掲載事業を実施した
- ・路線バス乗継ぎ利用者への割引→ ファイダーシステムと路線バスを乗り継いで利用する方に乗継ぎ割引を実施した

アピールポイント

- ・コミュニティバスの停留所を商業施設敷地内に設置することで利用者の利便性向上を図っている
- ・民間路線バスと競合する一部区間を乗降不可区間とすることで、競合を回避している
- ・ファイダーシステムと路線バスを乗り継いで利用する方に乗継ぎ割引を実施している



面積

58.08km²

人口（R7.4.1時点）

47,497人

15歳未満

4,462人

65歳以上

16,620人

高齢化率

34.9%

交通計画の計画期間

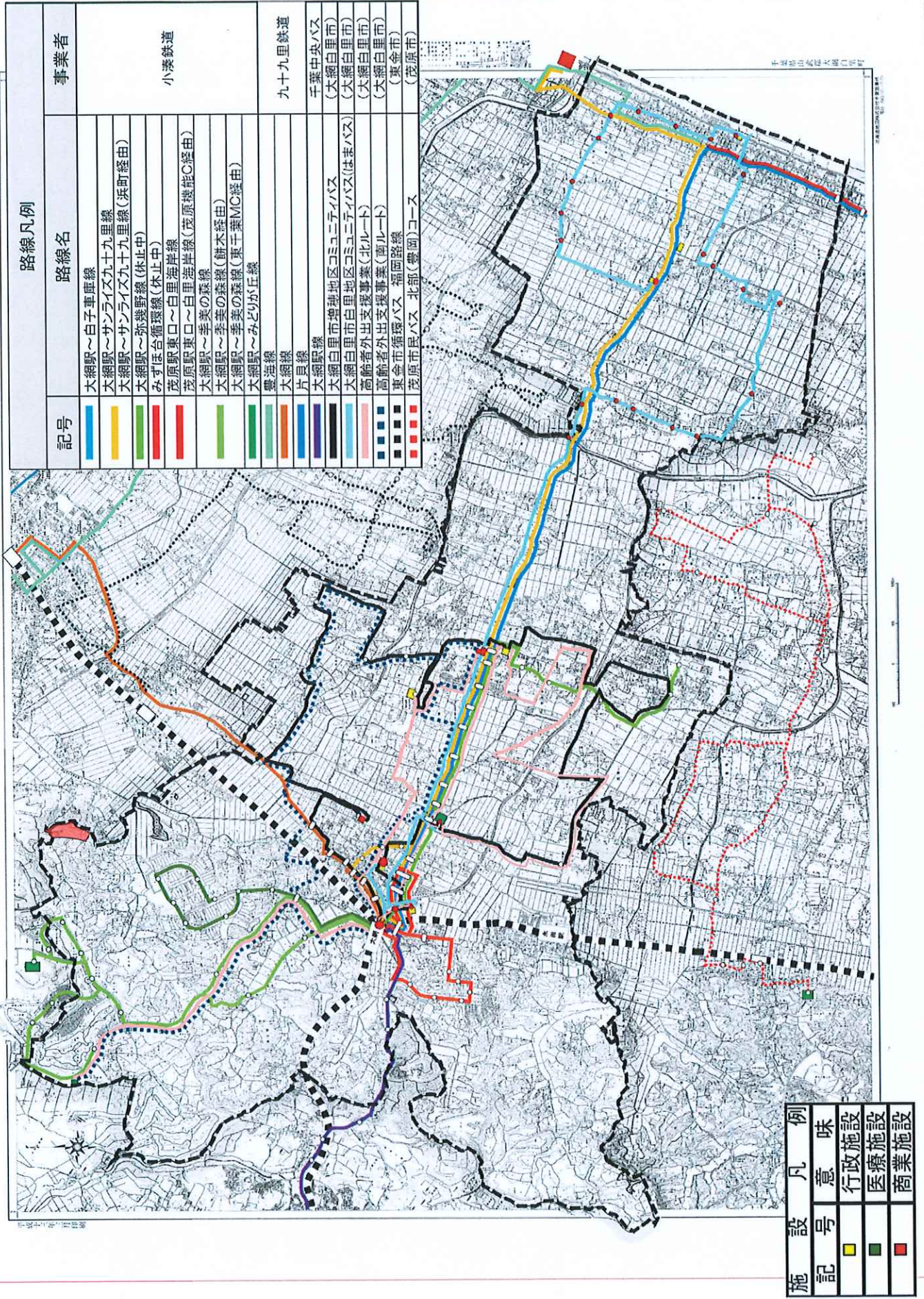
令和4年4月～令和9年3月

協議会開催状況

(令和7事業年度に係るもの)

- ・令和6年度第1回(令和6年6月11日)
令和6年度地域公共交通確保維持改善事業について
- ・第4回(令和7年12月17日)
令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

運行系統図



コミュニティバスの利用者数及び収支率

増穂地区コミュニティバス

	1便平均(人)	1日平均(人)	年間(人)	収支率(%)
令和5年度	8.6	69.1	25,244	23.2
令和6年度	8.6	69.5	25,366	21.6
令和7年度	8.9	71.6	26,145	20.2

白里地区コミュニティバス

	1便平均(人)	1日平均(人)	年間(人)	収支率(%)
令和5年度	2.1	10.6	2,584	14.2
令和6年度	2.0	11.6	2,810	9.99
令和7年度	2.1	12.8	3,113	11.5

○参考資料として以下の資料を添付

- ・地域の公共交通体系図(鉄道、民間路線バス、コミバス 等)
- ・補助対象事業の運行系統図・区域図
- ・補助対象事業の実績データ(利用者数、収支 等)
- ・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年12月17日

協議会名: 大網白里市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域間幹線系統確保維持費用庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
小湊鉄道(株) 大網白子車庫線	大網駅～白里海岸～白子車庫	鉄道との接続を考慮したダイヤ改正を実施した。沿線自治体において、通学定期の補助を実施した。	A 計画通り事業は適切に実施されている。	【目標】収支率を1%改善させる。 【R6年度収支率】77.81% 【効果達成状況】前年度と比べて、収支率は20.4%悪化した。57.41%となった。 ○【目標の達成状況の要因(分析)】ダイヤ改正による利便性向上や通学定期補助により利用者は増加したが、それを上回る車両費・人件費・燃料費等の費用増加により、目標は達成できなかった。	・通学需要や観光需要の把握に努め、より鉄道に接続しやすいダイヤ改正を検討する。 ・運賃改定を実施し収支の改善を目指す。
小湊鉄道(株) 大網サンライズズ九十九里線	大網駅～白里海岸～サンライズズ九十九里	鉄道との接続を考慮したダイヤ改正を実施した。沿線自治体において、通学定期の補助を実施した。	A 計画通り事業は適切に実施されている。	【目標】収支率を1%改善させる。 【R6年度収支率】68.53% 【効果達成状況】前年度と比べて、収支率は17.01%悪化した。51.52%となった。 ○【目標の達成状況の要因(分析)】ダイヤ改正による利便性向上や通学定期補助により利用者は増加したが、それを上回る車両費・人件費・燃料費等の費用増加により、目標は達成できなかった。	・通学需要や観光需要の把握に努め、より鉄道に接続しやすいダイヤ改正を検討する。 ・運賃改定を実施し収支の改善を目指す。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年12月17日

協議会名：	大網白里市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	○大網白里市地域公共交通計画の基本的な方針 基本方針1：まちづくりとの連携を図った利便性の高い公共交通網の構築を目指す 基本方針2：公共交通間の連携や誰もが利用しやすい環境を整備し利便性向上を目指す 基本方針3：多様な主体との連携による持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指す ○上記を踏まえた地域間幹線系統維持の目的・必要性 複数市町にまたがり運行し、通院や通学などの移動を支える生活の基盤であり、公共交通ネットワークの維持・活性化に不可欠な路線であるため、維持していく必要がある。

令和7年度 千葉県における地域公共交通確保維持改善事業

陸上交通

地域間幹線系統

協議会名・補助対象事業者名

千葉県バス対策地域協議会
小湊鉄道株式会社

系統名

大網白子車庫線

事業の目的・必要性

- 大網白里特別支援学校・大網高校への通学
- 大網市街地への移動手段
- 白里海岸等への観光客の移動手段
- 鉄道駅である大網駅への移動手段

事業の概要・目標・効果

- 路線名 大網白子車庫線
- 起点、經由地、終点 大網駅～白里海岸～白子車庫
- 系統キロ 17.1km
- 運行回数 16.5回/日(平日18.5回、土日13.0回)
- 目標・効果 令和6年度と比較して収支率1%以上改善
- 利用促進・生産性向上の取り組み
鉄道との接続を考慮したダイヤ改正を実施
沿線自治体において、通学定期の補助を実施

●直近3ヶ年の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年年度
輸送人員(人)	112,822	119,660	126,910
経常収支(円)	▲10,923,494	▲13,903,691	▲42,255,753
収支率(%)	81.7	77.8	57.4
平均乗車密度(人)	4.2	4.7	5.2
補助金額(千円)	7,168	8,005	3839.9

目標・効果の達成状況

【達成状況】

前年度と比べて、収支率は20.4%悪化した。

【目標の達成状況の要因(分析)】

運賃改正により運賃収入の増加、学生定期補助の活用が好調であり、収入と乗車人員は増加したが、車両費・人件費・燃料費等の費用増加し、キロあたり費用が大幅に増加したため。

今後の改善点

- ・通学需要や観光需要の把握に努め、より鉄道に接続しやすいダイヤ改正を検討する。

令和7年度 千葉県における地域公共交通確保維持改善事業

陸上交通
地域間幹線系統

協議会名・補助対象事業者名

千葉県バス対策地域協議会
小湊鉄道株式会社

系統名

大網サンライズ九十九里線

事業の目的・必要性

- 大網白里特別支援学校・大網高校への通学
- 大網市街地への移動手段
- 白里海岸等への観光客の移動手段
- 鉄道駅である大網駅への移動手段

事業の概要・目標・効果

- 路線名 大網サンライズ九十九里線
- 起点、経由地、終点 大網駅～白里海岸～サンライズ九十九里
- 系統キロ 14.8km
- 運行回数 13.0回/日(平日14.5回、土日10.5回)
- 目標・効果 令和6年度と比較して収支率1%以上改善
- 利用促進・生産性向上の取り組み
鉄道との接続を考慮したダイヤ改正を実施
沿線自治体において、通学定期の補助を実施

●直近3ヶ年の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
輸送人員(人)	73,669	81,273	98,220
経常収支(円)	▲10,146,711	▲13,471,665	▲32,851,490
収支率(%)	75.1	68.5	51.5%
平均乗車密度(人)	3.6	4.7	4.2
補助金額(千円)	4,813	5,351.9	32,493

目標・効果の達成状況

【達成状況】

前年度と比べて、収支率は17%悪化した。

【目標の達成状況の要因(分析)】

運賃改正により運賃収入の増加、学生定期補助の活用が好調であり、収入と乗車人員は増加したが、車両費・人件費・燃料費等の費用増加し、キロあたり費用が大幅に増加したため。

今後の改善点

- ・通学需要や観光需要の把握に努め、より鉄道に接続しやすいダイヤ改正を検討する。

事業実施区域



【競合区間】※自社路線
 ・大網駅～弥幾野(大網駅～柿餅)

系統概要(R6.10.1～R7.9.30)

系統	キロ程	平均運行回数	輸送量	経常収支	収支率
(1)	17.13km	16.5/日	80.8	▲42,255千円	57.41%
(2)	14.83km	13.0/日	54.6	▲32,851千円	51.52%

企 第 号
令和 7 年〇月〇日

国土交通大臣 殿

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市地域公共交通計画の評価等の結果の送付について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に基づき、大網白里市
地域公共交通計画の調査、分析及び評価の結果を送付いたします。

問い合わせ先

(住所)	千葉県大網白里市大網 115-2
(担当部署)	企画政策課政策推進班
(担当者)	齋藤
(電話番号)	0475-70-0315
(FAX 番号)	0475-72-8454
(メールアドレス)	kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

大網白里市地域公共交通計画の評価等結果（令和6年4月～令和7年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
コミュニティバスの利用者数を維持（現状値：令和元年度/31,169人）	・市民要望などを踏まえた運行計画の検討。 ・年間バスポート、回数券の導入	市の有するデータベースを用いて計測	・28,761人 ・コロナ禍前と比べ、ＩＣカードによる運賃支払いや回数券の導入、運行計画の変更など利便性向上のため の取組みは実施しているものの、利用者数は8割程度の回復となっている。	・目標は未達成 ・回数券をＰＲし、利用促進を図る。 ・アンケートや市民要望等から市民ニーズの把握に努め、引き続き運行計画の最適化を図っていく。	
公共交通全般に関する満足度の上昇（現状値：令和元年度/2.0）	公共交通施策全般の実施 ・コミュニティバスの運行 ・既存バス路線維持に向けた取組 等	市民アンケートの結果を確認	・令和6年度満足度：1.98 ・満足度は、前回と比較して若干低下した。	・目標は未達成 ・公共交通施策充実のため、市民のニーズを把握しながら、コミュニティバスの運行、路線バス維持等に努める。	市総合計画策定時に実施する市民アンケート（5年に1度）により評価する。 令和6年5月に市民アンケートを実施。
高齢者外出支援事業バスカード年間発行枚数（現状値：令和2年度/20件）→30件	・高齢者外出支援事業の周知	市が管理するバスカード発行リストで確認	・23件 ・免許返納後の高齢者の移動手段の1つとなっている。	・目標は未達成 ・利用者増加に向け、市広報紙やＨＰで周知していく。	
市内鉄道駅1日平均乗車人員を維持（現状値：令和元年度/11,030人）	・運行本数の増加やバリアフリー化等について要望活動を実施 ・鉄道関係の各種イベントを開催	鉄道事業者の有するデータベースを用いて計測	・9,435人（大網駅：8,652人、永田駅：783人） ・コロナ禍前の8割程度まで回復している。	・目標は未達成 ・利用者の利便性向上のため、引き続き要望活動を行っていく。	
路線バス利用者数を維持（現状値：令和元年度/446,286人）	・路線バス運行情報等の周知	バス事業者の有するデータベースを用いて計測	・524,097人	・目標は達成 ・小湊鉄道（株）が運行する大網駅～白子車庫線、大網駅～サンライズ九十九里線は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を活用して運行を維持しているため、引き続き生産性向上の取組みを行っていく。	
乗継ぎダイヤ等に関する事業者との協議を実施（現状値：令和2年度/1回）→1回以上	・乗継時間等について各交通事業者と検討	事業実施状況の把握	・適宜、事業者と実施した。（電話・メール等でのやり取りを含む）	・目標は達成 ・利用者ニーズに沿った運行内容となるよう引き続き協議を行っていく。	

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
運行情報案内に関する利用者満足度の上昇（現状値：令和3年9月/60.6%）→65.6%	—	—	—	—	地域公共交通計画の見直し時に実施する市民アンケート（5年に1度）により評価する。
商業施設等との連携サービスを実施（計画期間内に1件以上実施）	地域の活力やにぎわいを創出するため、商業施設等と連携し、割引サービス等を実施する。	関係者事業者と協議	—	—	商業施設等との協議を行った際に、その内容・結果について評価を実施する。
地区や団体に対する公共交通のPR活動を実施（現状値：令和元年度/2件）→2件以上	・自治会行事への参加や市民アンケートの実施	事業実施状況の把握	・5回実施 ①瑞穂地区への新たな公共交通導入に係る住民説明会を実施（4回） ②令和6年10月：公共交通に関する市民アンケートを実施	・目標は達成 ・持続可能な公共交通となるよう、引き続きモバイルマネジメントを行っていく。	
コミュニティバス収支率の上昇（現状値：令和元年度/31.4%）→上昇	・市民要望などを踏まえた運行計画の検討。 ・年間バスポート、回数券の導入	市の有するデータを用いて計測	・17.91%（増穂地区：20.18%、白里地区：12.16%） ・燃料費や人件費等の上昇に伴い、運行に係る委託料も上昇しているため、収支率の減少幅が大きくなっている。	・目標は未達成 ・運賃収入以外の収入を確保するため、引き続きバス車両への有料広告掲載を行っていく。 ・回数乗車券をPRし、利用促進を図る。	
コミュニティバスに有料広告掲載を実施（現状値：令和3年度/2件）→2件以上	・コミュニティバスへの有料広告掲載	事業実施状況の把握	・6件（車外広告5件） ・特定の方にPRする車内広告より、不特定多数の方にPRできる車外広告の方が人気がある。	・目標は達成 ・引き続きPRを実施していく。	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（○年○月～○年○月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価にならないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「ー」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

瑞穂地区コミュニティバスについて

瑞穂地区コミュニティバスについては、令和 7 年 6 月 10 日に開催した協議会において、運行開始について承認をいただきました。

運行事業者及び使用車両等については、下記のとおりです。

1 事業者選定方法・運行概要（ルート・ダイヤは別紙参照）

選定方法：令和 7 年 7 月～9 月 公募型プロポーザルにて、募集・選定

運行開始日：令和 8 年 4 月 1 日（道路運送法 4 条に基づく本格運行）

運行経費（年間）：20,038,135 円

2 事業者概要

(1) 事業者名 秋葉タクシー有限会社(白里地区コミュニティバス運行事業者)

(2) 所在地 大網白里市大網 361 番地

(3) 設立 昭和 30 年 11 月

(4) 従業者数 乗務員 23 名、事務員 1 名（令和 7 年 9 月現在）

(5) 使用車両 需要面や採算性を考慮して次のとおりとする。

・常用 1 台（ハイエースコミューター、14 人乗り、当事業専用）

・予備 3 台（ボクシー、カローラ、プリウス タクシー業務併用）

※乗車人員の都合上、車イス利用者への対応（リフト、スロープの設置、車イススペースの確保）は求めない。

3 その他

・フリー乗降区間及び公道にバス停を設置する箇所については、地元警察と現地確認済み。

・愛称は公募の結果、「みーバス」に決定しました。

使用車両：ハイエースコミューター
型番：LDF-KDH223B



使用車両(イメージ)

コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について

瑞穂地区コミュニティバスで使用する車両について、移動等円滑化基準第 4 3 条の規定に基づき適用除外を受けるため、大網白里市地域公共交通活性化協議会の合意を求めます。

1. 移動等円滑化基準適用除外とは

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車イス対応等）導入を義務づけています。

しかし、道路形状や乗車定員の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、要件（※）を満たす場合に限り、公共交通会議での協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となります。

今回、瑞穂地区コミュニティバスで使用する車両は、14 人乗りですが、バリアフリー仕様になると、乗車定員が半分程度になってしまうため、適用除外申請を行います。

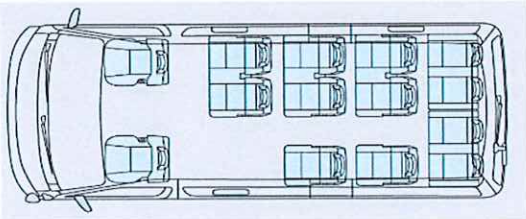
2. 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

第 3 7 条第 2 項第 1 号（乗降口の幅）	第 4 0 条第 2 項（手すりの間隔）
第 3 7 条第 2 項第 2 号（乗降口のスロープ）	第 4 1 条（運行情報提供設備等）
第 3 8 条第 1 項（床面の高さ）	
第 3 9 条（車いすスペース）	

3. 適用除外認定を受ける車両

瑞穂地区コミュニティバスで使用する車両

4. 使用車両の詳細について

車種	トヨタハイエースコミュニーター 14 人乗り（乗務員席含む）	
使用車両 (イメージ)	 	
車両規格	全長 5.38m 全幅 1.88m 全高 2.28m 車両総重量 2.97t	

定員	12名
使用者	事業者名：秋葉タクシー（有） 住所：千葉県大網白里市大網361番地
認定を必要とする理由	当該路線で使用する車両を車イス対応仕様とすると、スペースの都合上、定員が半数程度になってしまうため、1便あたりの乗車定員を考慮し、移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けることとします。
車イス利用者への対応	介護タクシーや福祉タクシー等の利用を案内します。

※要件について【移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領より一部抜粋】

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

（1） 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車

（2） 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車

（3） 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車

（4） 車両総重量が5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車（該当）

（5） 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの

（6） 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車

第 1 号様式（第 5 関係）

移動円滑化基準適用除外認定申請書

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称	秋葉タクシー有限公司
代表取締役	秋葉 秀太 印
住 所	千葉県大網白里市大網 3 6 1

下記の自動車について、移動円滑化基準第 4 3 条の規定に基づき、
基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
トヨタ ハイエース コミューター
- 2 車台番号
BE-xxx-21080
- 3 使用の本拠の位置
千葉県大網白里市大網 3 6 1
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
第 3 7 条第 2 項第 1 号（乗降口の幅）
第 3 7 条第 2 項第 2 号（乗降口のスロープ）
第 3 8 条第 1 項 （床面の高さ）
第 3 9 条 （車いすスペース）
第 4 0 条第 1 項 （通路の幅）
第 4 0 条第 2 項 （手すりの間隔）
第 4 1 条 （運行情報提供設備等）

5 認定を必要とする理由

1 便あたりの乗車人員を考慮し、移動円滑化基準適用除外の認定が必要となる。
また、道路運送法に基づく地域公共交通会議である「大網白里市地域公共交通活性化協議会」にて、車椅子の対応については求めないこととして協議済み。

6 省略する添付資料

なし

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (6) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に基づく地域公共交通会議等において
協議が調っていることの証明書

令和 7 年 6 月 1 0 日及び令和 7 年 1 2 月 1 7 日に開催した大網白里市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線または営業区域
大網白里市瑞穂地区コミュニティバス（上り及び下り）
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
（上り） 永田駅【起点】～ながた野 2 丁目～瑞穂小入口～主婦の店～
みずほ台 3 丁目～萱野～大網駅～大網病院【終点】
（下り） 大網病院【起点】～大網駅～萱野～みずほ台 3 丁目～主婦の店～
瑞穂小入口～ながた野 2 丁目～永田駅【終点】
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和 8 年 4 月 1 日から実施。
その他、協議事項については別添会議資料参照。
- 4 運行事業者
秋葉タクシー有限公司

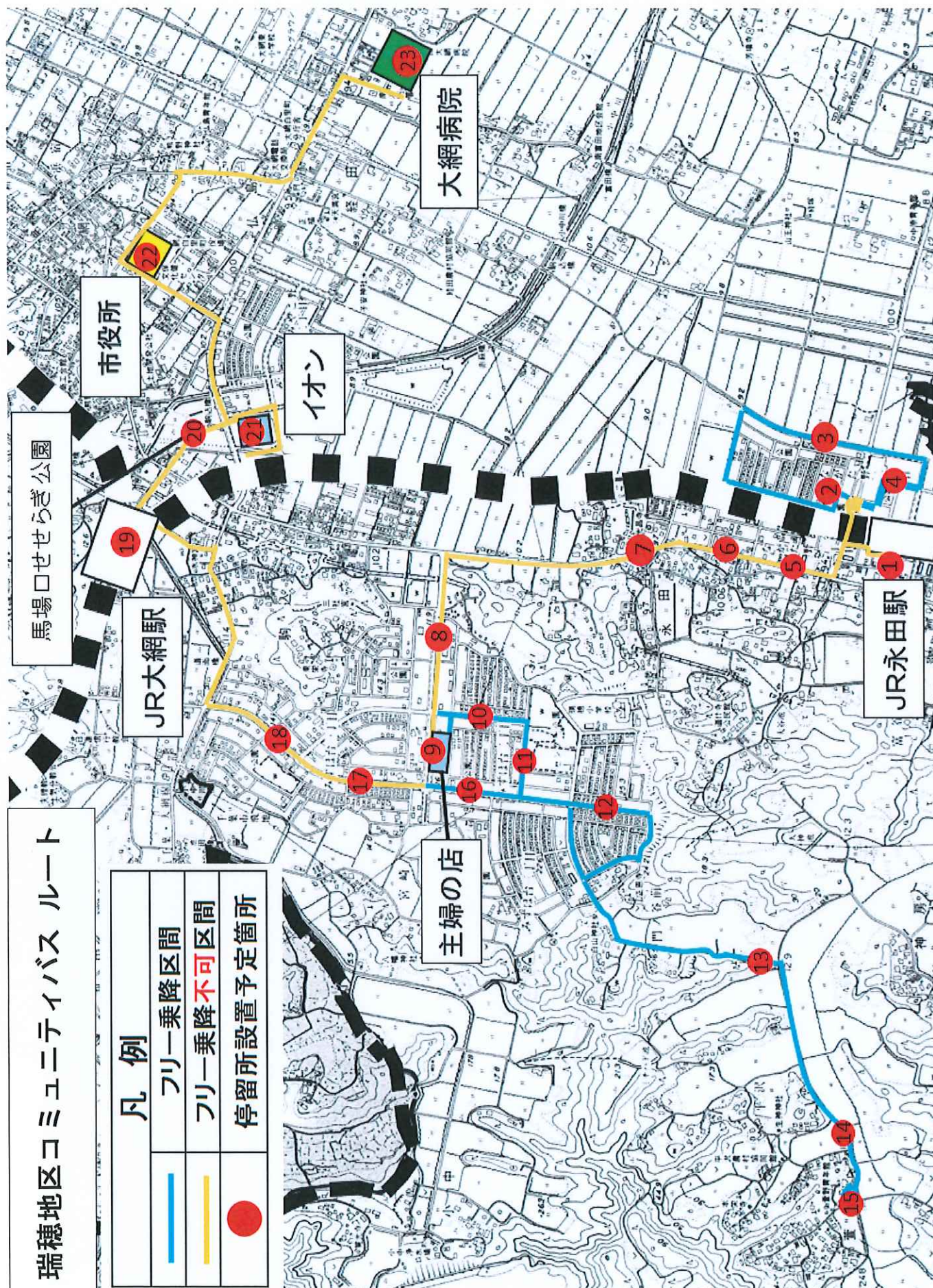
令和 年 月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

瑞穂地区コミュニティバス ルート

凡 例

	フリー乗降区間
	フリー乗降不可区間
	停留所設置予定箇所



運行日：毎日運行（土日祝日含む）

上り（永田駅→大網病院）					
No.	停留所名	1便	2便	4便	6便
1	永田駅	7:30	8:55	11:40	14:30
2	ながた野 2号公園	7:32	8:57	11:42	14:32
3	ながた野 2丁目	7:35	9:00	11:45	14:35
4	ながた野 1号公園	7:37	9:02	11:47	14:37
5	瑞穂 1区	7:40	9:05	11:50	14:40
6	ながた野 1丁目	7:40	9:05	11:50	14:40
7	瑞穂小入口	7:41	9:06	11:51	14:41
8	みずほ台入口	7:44	9:09	11:54	14:44
9	主婦の店	7:46	9:11	11:56	14:46
10	みずほ台 2丁目 自治会館前	7:48	9:13	11:58	14:48
11	みずほ台センター公園前	7:49	9:14	11:59	14:49
12	みずほ台 3丁目	7:51	9:16	12:01	14:51
13	片岡板金前	7:54	9:19	12:04	14:54
14	平沢	7:55	9:20	12:05	14:55
15	萱野	7:56	9:21	12:06	14:56
16	みずほ台交差点	8:01	9:26	12:11	15:01
17	みずほ台 1丁目	8:02	9:27	12:12	15:02
18	みずほ台歯科医院前	8:03	9:28	12:13	15:03
19	大網駅	8:08	9:33	12:18	15:08
20	馬場口せせらぎ公園	8:10	9:35	12:20	15:10
21	イオン大網白里店	8:12	9:37	12:22	15:12
22	市役所	8:18	9:43	12:28	15:18
23	大網病院	8:25	9:50	12:35	15:25

下り（大網病院→永田駅）				
No.	停留所名	3便	5便	7便
23	大網病院	10:20	13:10	15:48
22	市役所	10:25	13:15	15:53
21	イオン大網白里店	10:29	13:19	15:57
20	馬場口せせらぎ公園	10:32	13:22	16:00
19	大網駅	10:34	13:24	16:02
18	みずほ台歯科医院前	10:39	13:29	16:07
17	みずほ台 1丁目	10:40	13:30	16:08
16	みずほ台交差点	10:41	13:31	16:09
15	萱野	10:46	13:36	16:14
14	平沢	10:47	13:37	16:15
13	片岡板金前	10:48	13:38	16:16
12	みずほ台 3丁目	10:51	13:41	16:19
11	みずほ台センター公園前	10:53	13:43	16:21
10	みずほ台 2丁目 自治会館前	10:54	13:44	16:22
9	主婦の店	10:56	13:46	16:24
8	みずほ台入口	10:58	13:48	16:26
7	瑞穂小入口	11:01	13:51	16:29
6	ながた野 1丁目	11:01	13:51	16:29
5	瑞穂 1区	11:02	13:52	16:30
4	ながた野 1号公園	11:05	13:55	16:33
3	ながた野 2丁目	11:07	13:57	16:35
2	ながた野 2号公園	11:10	14:00	16:38
1	永田駅	11:12	14:02	16:40

陸上交通様式第 1（日本産業規格 A 列 4 番）

大 交 協 第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

大網白里市地域公共交通活性化協議会
千葉県大網白里市大網 1 1 5 番地 2
会 長 轟 朝 幸

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

- ・表 1（4）に新系統「瑞穂地区コミュニティバス」を追記。

○ 変更理由

- ・公共交通空白地域を解消に向け、令和 8 年 4 月 1 日より、「瑞穂地区コミュニティバス」を運行するため、表 1 に追記した。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和８年 月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成２０年６月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成２１年３月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成２９年３月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を、令和４年３月には「大網白里市地域公共交通計画」を策定しこれらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内には、ＪＲ外房線及びＪＲ東金線、民間バス会社による路線バスが運行しているものの、鉄道駅やバス停留所が最寄り１kmにない公共交通空白地域が存在しており、これを解消するとともに、高齢者や運転免許自主返納者など、交通弱者の買い物や通院などの日常生活の交通手段を確保するため、増穂地区・白里地区・**瑞穂地区**にてコミュニティバスを運行している。

本市の高齢化率は年々上昇しており、交通弱者の増加が見込まれることから、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・持続することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①増穂地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 8 (R 7. 10～R 8. 9)	1 便平均利用者数	9. 5 人
	1 日平均利用者数	7 6 人
	年間利用者数	2 7, 7 4 0 人
	収支率	2 5. 0 %
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	1 0 人
	1 日平均利用者数	8 0 人
	年間利用者数	2 9, 2 0 0 人
	収支率	2 7. 0 %
R 10 (R 9. 10～R 10. 9)	1 便平均利用者数	1 0. 5 人
	1 日平均利用者数	8 4 人
	年間利用者数	3 0, 6 6 0 人
	収支率	2 9. 0 %
参考（実績値） R 6 (R 5. 10～R 6. 9)	1 便平均利用者数	8. 6 人
	1 日平均利用者数	6 9. 5 人
	年間利用者数	2 5, 3 6 6 人
	収支率	2 1. 6 %

②白里地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 8 (R 7. 10～R 8. 9)	1 便平均利用者数	3. 0 人
	1 日平均利用者数	1 8 人
	年間利用者数	4, 3 0 2 人
	収支率	1 2. 0 %
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	3. 2 人
	1 日平均利用者数	1 9. 2 人
	年間利用者数	4, 6 2 7 人
	収支率	1 3. 0 %
R 1 0 (R 9. 10～R 1 0. 9)	1 便平均利用者数	3. 4 人
	1 日平均利用者数	2 0. 4 人
	年間利用者数	4, 9 7 8 人
	収支率	1 4. 0 %
参考（実績値） R 6 (R 5. 10～R 6. 9)	1 便平均利用者数	2. 0 人
	1 日平均利用者数	1 1. 6 人
	年間利用者数	2, 8 1 0 人
	収支率	9. 9 9 %

③瑞穂地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 8 (R 8. 4～R 8. 9)	1 便平均利用者数	2. 5 人
	1 日平均利用者数	1 7. 5 人
	年間利用者数	3, 2 0 2 人
	収支率	8. 0 %
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	3. 0 人
	1 日平均利用者数	2 1 人
	年間利用者数	7, 6 6 5 人
	収支率	1 0. 0 %
R 1 0 (R 9. 10～R 1 0. 9)	1 便平均利用者数	3. 5 人
	1 日平均利用者数	2 4. 5 人
	年間利用者数	8, 9 4 2 人
	収支率	1 2. 0 %
参考（実績値） 無し	1 便平均利用者数	
	1 日平均利用者数	
	年間利用者数	
	収支率	

(2) 事業の効果

①増穂地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、増穂地区に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

②白里地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、白里地区に存在する公共交通空白地域（北今泉5区、細草8区、四天木9区等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

③瑞穂地区コミュニティバス（令和8年4月より運行開始）

コミュニティバスを運行することにより、瑞穂地区に存在する公共交通空白地域（ながた野、みずほ台、萱野等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

（大網白里市地域公共交通計画 82ページ参照）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・運行便数、運行ルートの見直し（大網白里市、交通事業者、地域）
- ・バス停情報のオープンデータ化（大網白里市、交通事業者）
- ・商業施設等と連携した割引サービスや企画切符の発行（地元企業等、事業者、大網白里市）
- ・地元自治会等にモビリティ・マネジメントを実施（大網白里市、地域）
- ・コミュニティバスへの有料広告掲載（大網白里市、地域）

（大網白里市地域公共交通計画 75ページ～81ページ参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

別添表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

市と運行事業者間で委託契約を締結し、毎月定額を市から運行事業者へ支出する。

増穂地区コミュニティバス：24,340,900円（令和7年度支出予定額）

白里地区コミュニティバス：9,195,268円（令和7年度支出予定額）

瑞穂地区コミュニティバス：20,038,135円（令和8年度支出予定額）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支率について、数値指標による評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添表 5 のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年12月17日 地域公共交通計画別紙等について協議、承認を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】

平成24年4月の運行開始から複数回、ダイヤ改正やルートの見直しを実施しており、これらは、市民・利用者アンケートの結果や運行事業者とのヒアリング結果に基づき行ったものである。直近では、令和3年4月に、以前から利用者より要望があがっていたICカードでの運賃支払いを導入した。

【白里地区コミュニティバス】

平成30年10月から開始した実証運行期間中に市民・利用者アンケートの結果を参考に、白里地区内だけでなく、大網市街地へ向かう運行ルートの設定を実施し、令和3年10月の本格運行移行時には、利用状況や利用者意見を反映した運行計画へと変更を行った。

また、令和6年4月に運行ルートの変更・上り便を1便増便し、利用者数が増加した。

【瑞穂地区コミュニティバス】

令和8年4月から運行するにあたり、事前にアンケート・住民説明会等で行き先等の要望調査を行った。

他の路線と同様に、利用状況等を確認しながら、適宜運行計画の変更を行っていく。

なお、3路線ともに、更なる利便性向上を図るため、回数券・乗継ぎ割引券を導入している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県大網白里市大網115番地2

(所 属) 大網白里市企画政策課

(氏 名) 齋藤 裕輝

(電 話) 0475-70-0315

(e-mail) kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			令和8年度
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大網白里市	京成バス千葉 イースト(株)	(1) 増穂地区コミュニティバス (左回り循環)	中部コミュ ニティセン ター	清名寄谷 大網駅 南俣川	中部コミュ ニティセン ター	24.3km 循環	365 回	1,460 回			路線定期運行	①	大網駅で、内回り路線及び内回り金線と接続。 また、白子車庫線、小湊駅直下(南俣川)大網駅～サン ライズ九十九里線と接続。	③
		(2) 増穂地区コミュニティバス (右回り循環)	中部コミュ ニティセン ター	南俣川 大網駅 清名寄谷	中部コミュ ニティセン ター	24.3km 循環	365 回	1,460 回			路線定期運行	①	大網駅で、内回り路線及び内回り金線と接続。 また、白子車庫線、小湊駅直下(南俣川)大網駅～サン ライズ九十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(3) 白里地区コミュニティバス	白里公民 館	コスモス カスミ 大網病院	大網白里 市役所	往 22.6km 復 22.6km	239 回	717 回			路線定期運行	①	大網駅で、内回り路線及び内回り金線と接続。 また、白子車庫線、小湊駅直下(南俣川)大網駅～サン ライズ九十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(4) 瑞穂地区コミュニティバス	永田駅	ながた野2丁目 みずほ3丁目 霊野	大網病院	往 13.4km 復 13.4km	183 回	640.5 回			路線定期運行	①	大網駅で、内回り路線及び内回り金線と接続。 また、白子車庫線、小湊駅直下(南俣川)大網駅～サン ライズ九十九里線と接続。	③

(注)

1. 乗用タクシードによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシードによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシードによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかにについて記載すること。
7. 乗用タクシードによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシードによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

序章 計画策定の目的と位置づけ 略

第1章 大網白里市に関する現状等

- 1-1 地域特性の整理 略
- 1-2 公共交通の現状
- (5) コミュニティバス
- 瑞穂地区コミュニティバスの概要を追加

序章 計画策定の目的と位置づけ

第1章 大網白里市に関する現状等

- 1-1 地域特性の整理
1-2 公共交通の現状
(5) コミュニティバス

表9: 瑞穂地区コミュニティバスの概要

路線数	1 ルート
運行地域	瑞穂地区、大網地区の一部
運行日	365 日
運行便数	1 日 7 便 (上り 4 便、下り 3 便)
運行車両	1 台 (トヨタハイエースコミュニティ、14 人乗り)
運賃	200 円 ※障がい者 (障害者手帳を提示)、運転免許自主返納者 (運転経歴証明書を提示) 小人 (小学生) は半額
運行事業者	秋葉タクシー(有)

図12:公共交通ネットワーク図

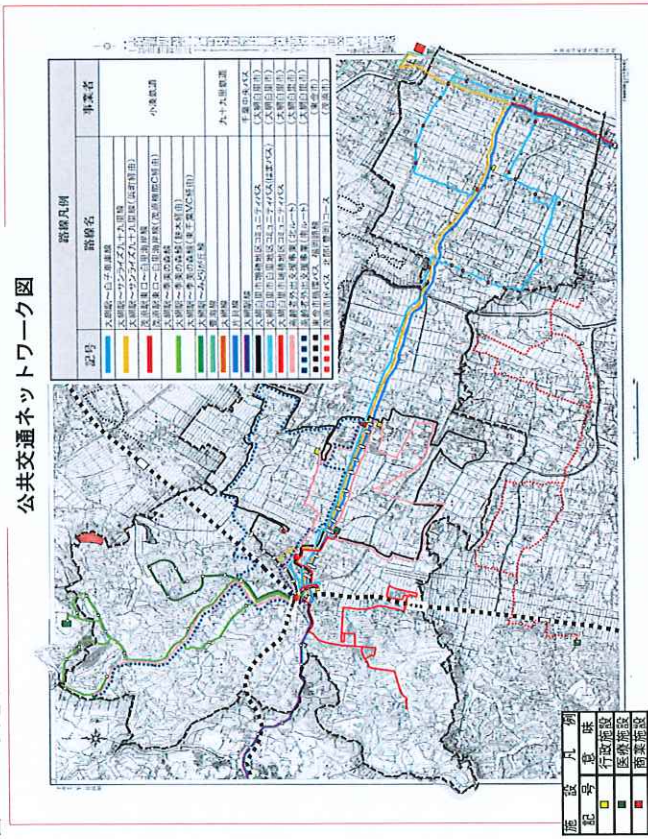


図12:公共交通ネットワーク図

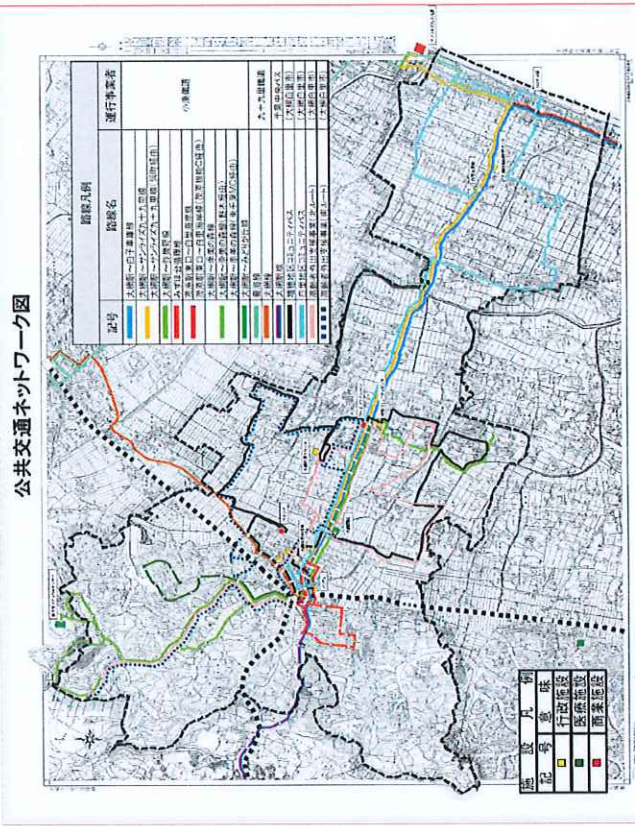
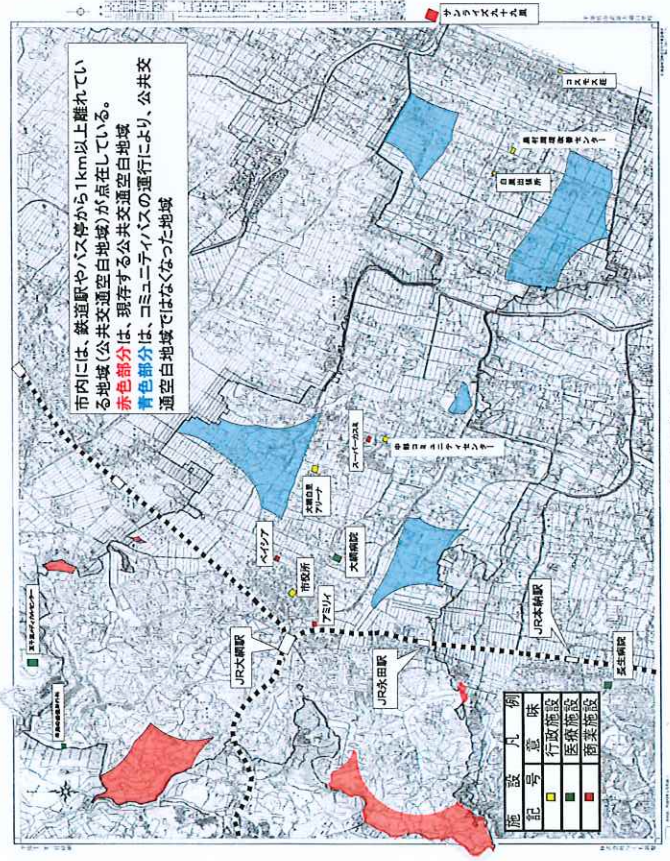


図 13:公共交通空白地域の分布

公共交通空白地域の分布



※R7.12時点で運行している路線及び端越地区コミュニティバスを基に作成（運休路線は考慮していない）。

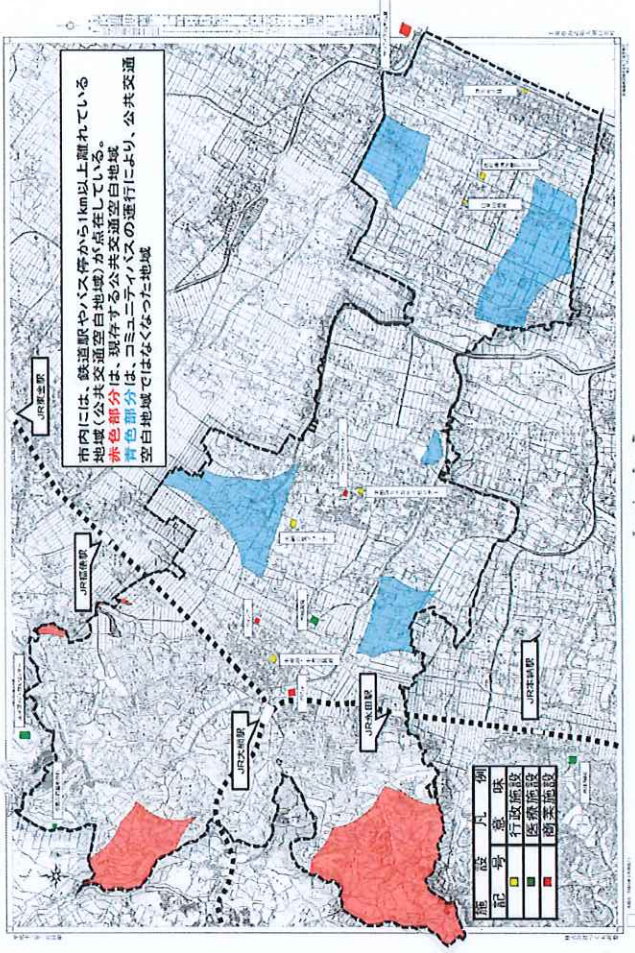
1-3 上位・関連計画での公共交通の位置付け 略

1-4 大網白里市地域公共交通網形成計画の目標達成状況と評価 略

第2章 市民などの意向把握アンケート調査の実施 略

図 13:公共交通空白地域の分布

公共交通空白地域の分布



※R4.3時点で運行している路線を基に作成（その他 大網駅～茂原駅線も考慮）。

1-3 上位・関連計画での公共交通の位置付け 略

1-4 大網白里市地域公共交通網形成計画の目標達成状況と評価 略

第2章 市民などの意向把握アンケート調査の実施 略

改正後	改正前
第3章 大網白里市における地域公共交通の課題 3-1 地域公共交通の現状の整理 《公共交通の現状》 ○市内の公共交通機関は、鉄道・路線バス・高速バス・タクシーに加え医療機関の送迎バスなどの多様な公共交通が運行されています。 ○市内を運行する全てのバス路線は赤字であり、白子車庫線、サンライズ九十九里線及び季美の森線は地域間幹線バス系統を対象とした国・県の補助金を受けて運行を維持しています。 ○鉄道や路線バスを補完するために3路線のコミュニティバスが運行していますが、市内には未だに公共交通空白地域が存在しています。	第3章 大網白里市における地域公共交通の課題 3-1 地域公共交通の現状の整理 《公共交通の現状》 ○市内の公共交通機関は、鉄道・路線バス・高速バス・タクシーに加え医療機関の送迎バスなどの多様な公共交通が運行されています。 ○市内を運行する全てのバス路線は赤字であり、白子車庫線、サンライズ九十九里線及び季美の森線は地域間幹線バス系統を対象とした国・県の補助金を受けて運行を維持しています。 ○鉄道や路線バスを補完するために2路線のコミュニティバスが運行していますが、市内には未だに公共交通空白地域が存在しています。
3-2 地域公共交通の課題 ②コミュニティバスの見直し 現在、鉄道や路線バスを補完するため3路線のコミュニティバスが運行しています。が、市内には未だに公共交通空白地域が存在しています。 市民アンケート調査のコミュニティバスに対する意見として「路線の新設や延伸」が最も多く、多くの方が日常的な買い物や通院を市内で済ませています。 また、利用者アンケート調査のバスに対する意見として「運行本数の増便」が最も多くなっています。 そのため、コミュニティバスは、改めて担うべき役割や対象者を明確にしたうえで、運行ルート、運行時間帯、運賃等の見直しについて、市の費用負担を考慮しつつ検討する必要があります。	3-2 地域公共交通の課題 ②コミュニティバスの見直し 現在、鉄道や路線バスを補完するため2路線のコミュニティバスが運行していますが、市内には未だに公共交通空白地域が存在しています。 市民アンケート調査のコミュニティバスに対する意見として「路線の新設や延伸」が最も多く、多くの方が日常的な買い物や通院を市内で済ませています。 また、利用者アンケート調査のバスに対する意見として「運行本数の増便」が最も多くなっています。 そのため、コミュニティバスは、改めて担うべき役割や対象者を明確にしたうえで、運行ルート、運行時間帯、運賃等の見直しについて、市の費用負担を考慮しつつ検討する必要があります。
3-3 大網白里市における公共交通のあり方 略 第4章 地域公共交通の課題を解決するための基本方針 略 第5章 計画の目標及び実施事業 略 第6章 計画目標の達成状況の評価及び見直し 略	3-3 大網白里市における公共交通のあり方 略 第4章 地域公共交通の課題を解決するための基本方針 略 第5章 計画の目標及び実施事業 略 第6章 計画目標の達成状況の評価及び見直し 略

白里地区コミュニティバス「はまバス」について

1. 白里地区コミュニティバスについて
2. 運行の概要
3. 運行実績
4. 目標値の達成状況について

1. 白里地区コミュニティバスについて

【事業概要】

白里地区の公共交通空白地域を解消するため平成30年10月より実証運行を開始しました。

利用者数が伸び悩んでいたため、令和2年4月に市街地ルート創設を含む運行計画変更を実施し、白里地区から直接大網駅等に移動できるようになったことから、利用者は増加しましたが、それでも低水準となっていました。

しかし、市地域公共交通活性化協議会にて協議した結果、令和3年10月より道路運送法第4条に基づく本格運行へと移行し、令和4年度第4回協議会にて、更に2年半の運行期間延長について、協議会の承認を得たところです。

【目標値の設定について】

令和4年度第4回協議会にて、令和5年10月から令和7年9月末までの目標値を設定し、運行継続等について検討を行うこととしました。

目標

- ①令和5年10月から令和6年3月までの目標値 → 1便平均2.5人
- ②令和6年4月から令和6年9月までの目標値 → 1便平均2.8人
- ③令和6年10月から令和7年9月までの目標値 → 1便平均3.0人

【目標達成状況による対策】

a. 上記③の時点において、1便平均が3.0人以上の場合は、運行を継続する。

b. 上記③の時点において、1便平均が2.0人以上3.0人未満の場合は、目標値を達成するための改善策を検討する。

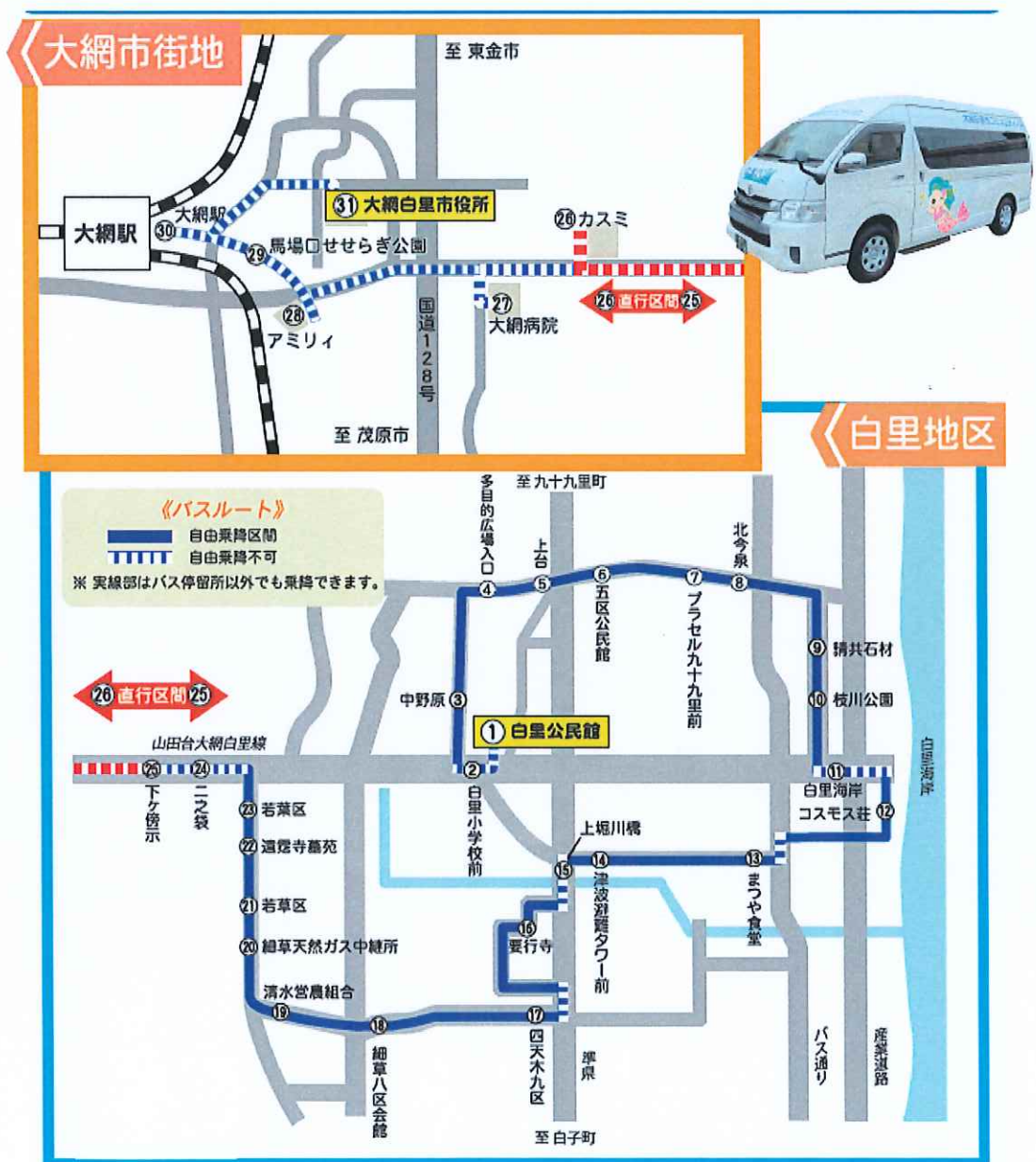
c. 上記1～3の時点において、1便平均が2.0人未満の場合は、運行の廃止について協議する。

※ただし、不測の事態が生じた場合や、運行期間満了時までに目標達成が確実に見込まれる場合は別途協議する。

2. 運行の概要

(1) 運行計画・ルート

路線数	1 ルート
運行地域	白里地区、大網地区の一部
運行日	月曜日～金曜日（土日祝日、12月29日～1月3日は運休）
運行便数	1日6便（上り3便、下り3便）
運行車両	1台（トヨタハイエース、10人乗り）
運賃	500円 ※カスミまでは300円、白里地区内及び大網市街地内での乗降は200円 ※障がい者（障害者手帳を提示）、運転免許自主返納者（運転経歴証明書を提示） 小人（小学生）は半額
運行事業者	秋葉タクシー(有)



3. 運行実績

- ・令和6年4月の運行計画変更後（スーパーカスミに停留所を設置）、利用者数は増加し、令和6年9月、10月に321人（過去最高値）を記録しました。
- ・令和7年度は、若干の減少が見られますが、運行計画変更前の令和5年度と比較すると、多くの方に利用いただいております。
- ・利用者が減少した要因として、夏場の記録的な猛暑、日常的に利用されていた方の転出、入院等による影響と考えています。

表1：白里地区コミュニティバス月別利用者数（令和5年10月～令和7年9月）

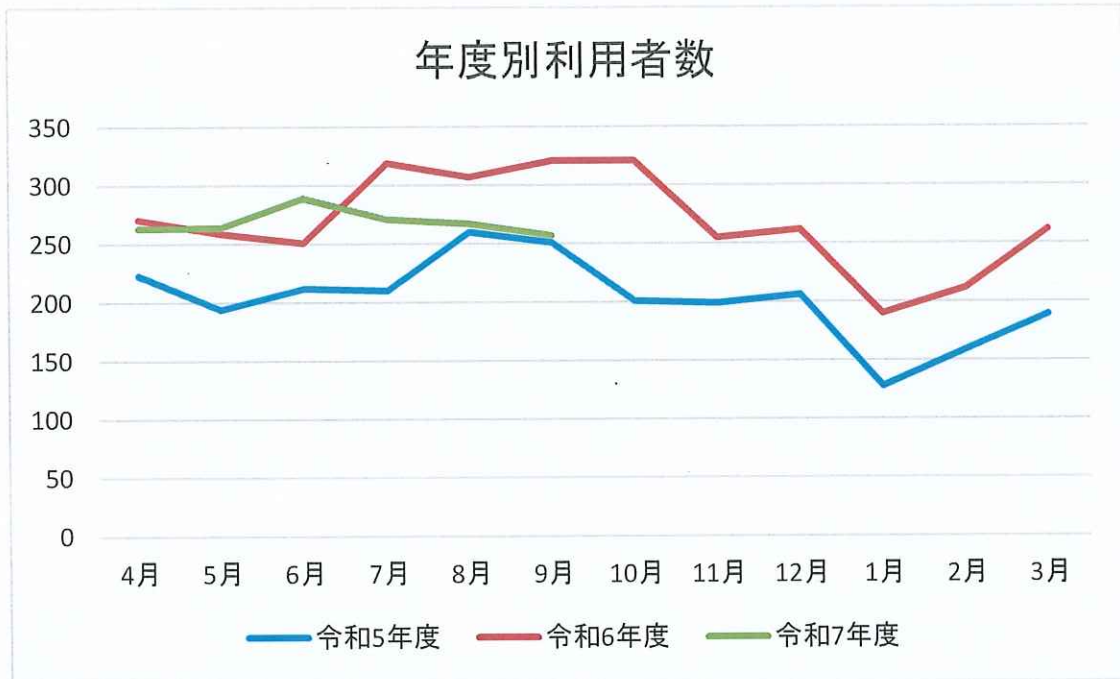


表2：白里地区コミュニティバス便別利用者数（令和5年10月～令和7年9月）

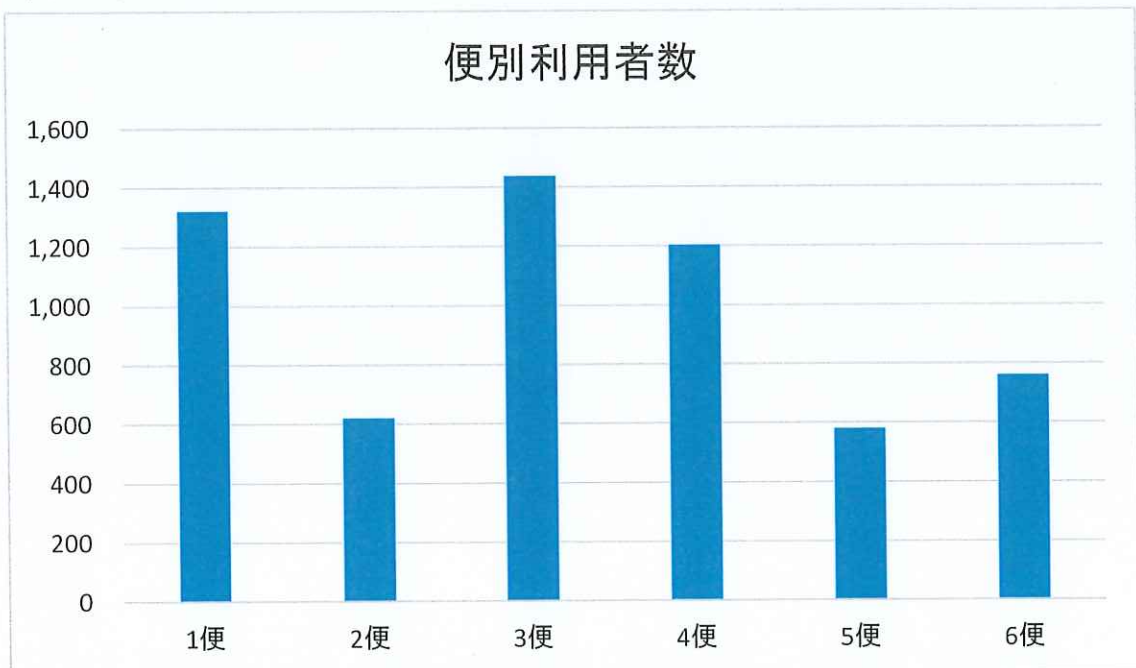


表3：便ごとの利用者数及び1便平均人数（令和5年10月～令和7年9月）

区分	運行日数	1便		2便		3便		4便		5便		6便		合計	
		利用者数	1便平均	利用者数	1便平均	利用者数	1便平均	利用者数	1便平均	利用者数	1便平均	利用者数	1便平均	利用者数	1便平均
令和5年10月	21	60	2.9	28	1.3	42	2.0	38	1.8	33	1.6			201	1.9
令和5年11月	20	43	2.2	27	1.4	42	2.1	52	2.6	35	1.8			199	2.0
令和5年12月	20	43	2.2	26	1.3	50	2.5	39	2.0	48	2.4			206	2.1
令和6年1月	19	29	1.5	16	0.8	29	1.5	30	1.6	24	1.3			128	1.3
令和6年2月	19	41	2.2	24	1.3	40	2.1	31	1.6	23	1.2			159	1.7
令和6年3月	20	49	2.5	20	1.0	44	2.2	40	2.0	36	1.8			189	1.9
令和6年4月	21	48	2.3	24	1.1	82	3.9	63	3.0	9	0.4			271	2.2
令和6年5月	21	54	2.6	22	1.0	65	3.1	51	2.4	18	0.9			259	2.1
令和6年6月	20	54	2.7	29	1.5	66	3.3	44	2.2	13	0.7			251	2.1
令和6年7月	22	59	2.7	43	2.0	74	3.4	56	2.5	20	0.9			319	2.4
令和6年8月	20	51	2.6	25	1.3	93	4.7	57	2.9	22	1.1			307	2.6
令和6年9月	19	68	3.6	27	1.4	83	4.4	62	3.3	24	1.3			321	2.8
令和6年10月	22	82	3.7	34	1.5	73	3.3	67	3.0	21	1.0			321	2.4
令和6年11月	20	61	3.1	24	1.2	71	3.6	46	2.3	16	0.8			255	2.1
令和6年12月	20	59	3.0	32	1.6	62	3.1	49	2.5	14	0.7			262	2.2
令和7年1月	19	40	2.1	19	1.0	51	2.7	43	2.3	9	0.5			190	1.7
令和7年2月	18	48	2.7	17	0.9	42	2.3	54	3.0	19	1.1			212	2.0
令和7年3月	20	58	2.9	31	1.6	70	3.5	46	2.3	16	0.8			262	2.2
令和7年4月	21	61	2.9	36	1.7	43	2.0	52	2.5	33	1.6			263	2.1
令和7年5月	20	50	2.5	27	1.4	61	3.1	50	2.5	36	1.8			264	2.2
令和7年6月	21	84	4.0	22	1.0	57	2.7	50	2.4	30	1.4			289	2.3
令和7年7月	22	64	2.9	29	1.3	70	3.2	55	2.5	26	1.2			271	2.1
令和7年8月	20	61	3.1	24	1.2	55	2.8	67	3.4	28	1.4			267	2.2
令和7年9月	20	54	2.7	14	0.7	73	3.7	61	3.1	27	1.4			257	2.1
合計	485	1,321	2.7	620	1.3	1,438	3.0	1,203	2.5	580	1.2	761	2.1	5,923	2.1

①1.8人

②2.3人

③2.1人

4. 目標値の達成状況について

(1) 利用者数目標値

- ①令和5年10月から令和6年3月までの目標値 → 1便平均2.5人
- ②令和6年4月から令和6年9月までの目標値 → 1便平均2.8人
- ③令和6年10月から令和7年9月までの目標値 → 1便平均3.0人

【目標達成状況による対策】

- a. 上記③の時点において、1便平均が3.0人以上の場合は、運行を継続する。
 - b. 上記③の時点において、1便平均が2.0人以上3.0人未満の場合は、目標値を達成するための改善策を検討する。
 - c. 上記1～3の時点において、1便平均が2.0人未満の場合は、運行の廃止について協議する。
- ※ただし、不測の事態が生じた場合や、運行期間満了時まで目標達成が確実に見込まれる場合は別途協議する。

【達成状況】

令和6年10月～令和7年9月の1便平均利用者数
目標3.0人 → 実績値：2.1人(未達成)

(2) 目標が達成出来なかった要因

- ・記録的な猛暑や、日常的に利用されていた方の、転出や入院等による影響と考えています。

(3) 今後の改善策・対応について（事務局案）

改善策

- ①乗継ぎ割引券の対象路線を拡大し、利用者の増加を図ります。
 - ②回数券の更なる普及に努め、利用者の増加を図ります。
 - ③利用者アンケートの結果を基に、ダイヤ等の改善により利便性の向上を図ります。
- ※アンケートは、令和8年2月頃実施予定

今後の対応

・目標は達成できませんでしたが、白里地区では、民間事業者による路線バスの運行が難しかったことから、コミュニティバスを導入したという経緯があります。

白里地区コミュニティバスは、地元住民の重要な移動手段の1つとなっているため、運行を継続する必要があると考えます。

・令和8年度については、

- a. 4月～9月の1便平均が3.0人以上の場合は、運行を継続する。
 - b. 4月～9月の1便平均が2.0人以上3.0人未満の場合は、目標値を達成するための改善策を検討する。
 - c. 4月～9月の1便平均が2.0人未満の場合は、運行の廃止について協議する。
- ※ただし、不測の事態が生じた場合や、運行期間満了時まで目標達成が確実に見込まれる場合は別途協議する。

を目標として設定し、運行したいと考えております。

・令和9年度以降の運行継続及び目標値の設定については、次期交通計画の作成に係る協議と合わせ、令和8年度中に協議させていただければと思います。

参考

白里地区コミュニティバス運行に係る市の実質負担額（R6実績）：約90万円

年間委託料・・・約920万円

運賃収入・・・約100万円

国庫補助金・・・約130万円

特別交付税・・・約600万円

} 収入

大網白里市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

現委員名簿

区 分	役 職 等	氏 名
1号委員	1 公募委員	永田 英文
	2 公募委員	小野 喜孝
	3 社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 会長	永野 和子
	4 大網白里市区長会 副会長	浅沼 好
	5 大網白里市商工会 会長	久我 一雄
2号委員	6 小湊鉄道株式会社 執行役員 バス部長	深山 宏樹
	7 京成バス千葉イースト株式会社 企画部長	中村 隆
4号委員	8 秋葉タクシー有限公司 代表取締役社長	秋葉 秀太
5号委員	9 一般社団法人 千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
6号委員	10 一般社団法人 千葉県タクシー協会東総支部 (有限会社つくもタクシー代表取締役)	糸日谷 守
7号委員	11 小湊鉄道労働組合 書記長	清水 崇志
8号委員	12 日本大学理工学部 交通システム工学科 教授	轟 朝幸
9号委員	13 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	菅井 規
10号委員	14 千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長	伊藤 昌央
11号委員	15 千葉県山武土木事務所 所長	田中 武彦
12号委員	16 東金警察署交通課長	曾根 芳政
13号委員	17 大網白里市副市長	堀江 和彦
	18 大網白里市建設課長	北田 吉男

新委員名簿(案) 令和8年4月～

区 分	役 職 等	氏 名
1号委員	1 公募委員	永田 英文
	2 公募委員	小野 喜孝
	3 社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 会長	永野 和子
	4 大網白里市区長会 副会長	浅沼 好
	5 大網白里市商工会 会長	久我 一雄
2号委員	6 小湊鉄道株式会社 執行役員 バス部長	深山 宏樹
	7 京成バス千葉イースト株式会社 企画部長	中村 隆
4号委員	8 秋葉タクシー有限公司 代表取締役社長	秋葉 秀太
5号委員	9 一般社団法人 千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
6号委員	10 一般社団法人 千葉県タクシー協会東総支部 (有限会社つくもタクシー代表取締役)	糸日谷 守
7号委員	11 小湊鉄道労働組合 書記長	清水 崇志
8号委員	12 日本大学理工学部 交通システム工学科 教授	轟 朝幸
9号委員	13 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	菅井 規
10号委員	14 千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長	伊藤 昌央
11号委員	15 千葉県山武土木事務所 所長	田中 武彦
12号委員	16 東金警察署交通課長	曾根 芳政
13号委員	17 大網白里市副市長	堀江 和彦
13号委員	18 大網白里市建設課長	北田 吉男
14号委員	19 東日本旅客鉄道 大網駅 駅長	

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第 1 条 大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網 1 1 5 番地 2 に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査委員 2 人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

第 5 条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又

は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者
- (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (8) 学識経験者
- (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (11) 山武土木事務所長又はその指名する者
- (12) 東金警察署長又はその指名する者
- (13) 市長が指名する市職員
- (14) その他協議会の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第9条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。

3 オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 運賃等に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて法第9条第4項に規定する者をもって分科会を組織する。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大網白里市企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

コミュニティバスの乗継ぎ券の対象路線拡大について

目的

- ・コミュニティバスと路線バスの共存を図るため、乗継ぎ割引券対象路線を拡大する。
- ※現在は、白里地区コミュニティバス⇄大網駅～白子車庫（サンライズ）線で実施中。
- ・開始時期は、令和 8 年 4 月 1 日を予定。

対象路線

コミュニティバス	路線バス
市内コミュニティバス 3 路線 ・白里地区コミュニティバス（実施中） ・増穂地区コミュニティバス（追加） ・瑞穂地区コミュニティバス（追加） （以下「コミバス」）	・大網駅～白子車庫（サンライズ九十九里）線 （小湊鐵道、実施中） ・季美の森線（九十九里鐵道）（追加） ・みどりが丘線（九十九里鐵道）（追加） （路線バスのみ。高速バスは対象外とする）

利用できる人

- ・同日中に、コミバスから対象路線若しくは対象路線からコミバスへ乗り換える人

乗継ぎ割引券の利用方法

①「コミバス」から路線バスへ乗継ぎする場合、200 円（免許返納者等は 100 円）を割引きする）

- ・「コミバス」を降りるときに、割引券をもらう
- ・路線バスを利用し、降りるときに、不足料金分と一緒に割引券を運賃箱に入れる。

②路線バスから「コミバス」へ乗継ぎする場合

- ・路線バスを降りるときに、割引券をもらう。
- ・「コミバス」の運賃支払時に、この割引券を提示すると「コミバス」が無料になる。

清算方法について

- ・バス会社から市に対し、四半期毎に割引券の受取枚数の報告、請求書の提出をする。
- ・報告された書類について検査を行ったのち、市からバス会社に対し、割引券分の額について補助を行う。

その他

- ・路線バスの定期券保持者については、「コミバス」利用の際に定期券を提示することで、「コミバス」料金を無料にする。
- ・割引券のおつりは出ないものとする。
- ・割引券は市が用意する。

商業施設と連携したコミュニティバスの割引制度について（報告）

目的（市交通計画の目標として設定中）

・地域のにぎわいを創出するため、商業施設等と連携し、公共交通の利用に付加価値を付けた割引サービス等を実施する。

制度概要

・市内商業施設（イオン等）で買い物をした人に対して、コミュニティバスバスの割引券を配布する。

- ①商業施設で買物をする。
- ②レシートをサービスカウンターに持って行き、割引券をもらう。
- ③コミバス利用時に運転手に割引券と運賃を渡す。

制度イメージ



対象者

コミュニティバス利用者（増穂・白里・瑞穂）

※大人のみ、免許返納者等は対象外。乗継ぎ割引券との併用は不可とする。

補助額

基本運賃から100円引き

制度の実施について

・一定の効果は見込めるものの、路線バス等への影響について関係事業者とも協議した結果、制度の実施は難しいと判断しました。

白里地区コミュニティバスの予備車両について

この度、瑞穂地区コミュニティバスの運行開始に伴い、下記のとおり使用する予備車両の追加を行います。

1 対象路線

白里地区コミュニティバス（運行事業者：秋葉タクシー有限会社）

2 運行概要

運行地区：白里地区、大網市街地

運行便数：1日6便

運賃：200円～500円

使用車両

・常用1台（ハイエース、10人乗り、当事業専用）

※乗車人員の都合上、車イス利用者への対応（リフト、スロープの設置、車イススペースの確保）はしていない。

3 変更点

予備車について

変更前（現行）	変更後（令和8年4月1日～）
1台（ボクシー）	2台（ボクシー、プリウス）

変更理由

・瑞穂地区コミュニティバスの予備車として、ボクシーを仕様する予定であり、2つの路線で重複して登録されることになるため、同時に事故等が発生した時に備え、予備車を1台追加する。

